

宮浦港におけるビジターバース利用可能施設要領

○場 所 (係留施設) 宮浦 1 号浮棧橋 別紙図面あり

○事前提出書類

1 係留施設使用許可申請書 別紙あり

2 船舶検査証書の写し 添付

○予約・提出先

NPO法人 直島町観光協会

香川県香川郡直島町 2 2 4 9 番地 4 0

電 話 0 8 7 - 8 9 2 - 2 2 9 9

F A X 0 8 7 - 8 9 2 - 2 2 1 0

○使用料

係船料 (プレジャーボート)

区 分	単 位	ビジターバースとして利用可能な 係留施設に係留する場合
全長 10m以下	1 隻 1 日	1,390 円 (1,670 円)
全長 10m超 11m以下		1,580 円 (1,890 円)
全長 11m超 12m以下		1,780 円 (2,100 円)
全長 12m超		船舶の長さ 1 mまでごとに 160 円 (180 円)

※ 1 日とは 2 4 時間以内をいう。

※ () 内は、県外者が使用する場合の金額

※ プレジャーボートとは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶をいう。(業務用船舶は含まない。)

(業務用)

香川県港湾管理条例により、

係留施設(不定期船一係留ごとに)総トン数 1 トンにつき 5. 1 2 円

※ 係留が 2 4 時間を超える場合は、2 4 時間までごとに一係留とする。

○注意事項

- ◇ 利用申込みの受付は、使用する日の 3 日前までです。
- ◇ 係船料は、施設到着後に NPO 法人直島町観光協会でお支払いください。
- ◇ 船舶等の損傷その他の事故による損害については、その責任を負いません。
- ◇ 施設を破損・滅失した場合、利用者はその損害を賠償する必要があります。
- ◇ 周りの迷惑になる行為は禁止します。
- ◇ 船舶に直接波を受けますので、係留には注意が必要です。
- ◇ 当施設では、給油・給水・給電・修繕等はありません。
- ◇ ゴミは各自お持ち帰りください。
- ◇ 天候など問題が発生する恐れがある場合には、ご利用をお断りすることがあります。

宮浦 1 号浮棧橋

北緯 34度27分28秒

東経 133度58分25秒

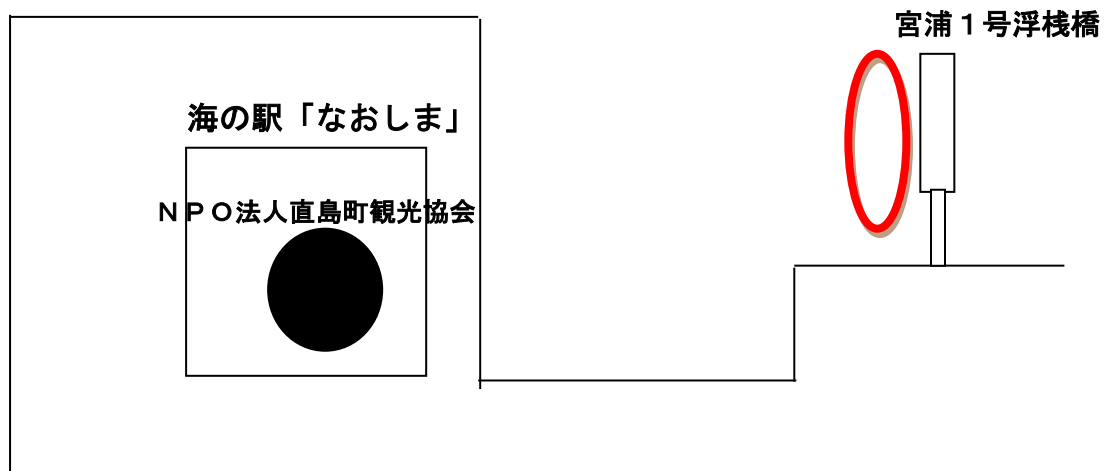


○ 部分に係留可能

宮浦港ビジターバス概要

施設名称	施設所在地	施設延長	申込窓口	所在地	電話番号	申込期限	利用許可の条件等
宮浦 1 号 浮棧橋	香川郡直島町 宮ノ浦	38m	NPO法人 直島町 観光協会	直島町 2249-40	087-892- 2299	使用する日の 3 日前	定期小型旅客船発着所のため、 <u>片側のみ</u> 係船可能 (海から見て右側)

※ご利用の手続きは、NPO法人 直島町観光協会（海の駅「なおしま」内）で行っています。



○お問い合わせ

NPO法人 直島町観光協会

業務時間 8 : 30 ~ 18 : 00

電話 087-892-2299

係留施設使用許可申請書			
年 月 日			
香川県知事 殿			
申請者 住 所 氏 名 連絡先			
(法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)			
次のとおり港湾施設における使用の許可を受けたいので、香川県港湾管理条例施行規則第8条第1項の規定により申請します。			
船 種		船 名	
国 籍		全 長	
総 ト ン 数		重量トン数	
船 主 名		代 理 店 名	
船 舶 番 号		船 舶 F A X 番 号	
最大喫水（停泊中）	船首 船尾		
寄 港 地	(仕出港) (仕向港)		
揚 荷 の 種 類 及 び 数 量			
積 荷 の 種 類 及 び 数 量			
県外土砂等の荷役の有無 (有の場合、その使用目的)	有（特定埋立て等・特定埋立て等以外）・無		
係留施設の名称又は場所			
係 留 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		

注 1 「県外土砂等の荷役の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 「県外土砂等」とは香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第51条の3第2項に規定する土砂等を、「特定埋立て等」とは香川県生活環境の保全に関する条例第2条第13項に規定する埋立て等をいいます。

3 「県外土砂等の荷役の有無」の欄で「有」及び「特定埋立て等」を選択した場合は、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第51条の3第1項の特定埋立て等実施（変更）届出書及び同規則第51条の10第1項の土砂等搬入（変更）届出書の写し並びに同条第3項第2号に掲げる当該検査の結果を証する書類の写しを添付してください。